

岐阜県公報

目次

告示

医療扶助及び医療支援給付のための医療担当機関の指定	(地域福祉国保課)	五一 ^{ページ}
指定医療機関の廃止の届出	(同)	五一
指定訪問看護事業者等の指定	(同)	五一
介護扶助及び介護支援給付を担当させる居宅介護事業者等の指定	(同)	五一
指定介護機関の廃止の届出	(同)	五四
道路の区域変更	(道路維持課)	五四
道路の供用開始	(同)	五五
大規模小売店舗立地法による意見書に関する件	(商業流通課)	五六
市営土地改良事業の換地計画の適当の決定	(農地整備課)	五六

公示

告示

岐阜県告示第四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十五年一月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

名称	開設者	所在地	指定年月日
古田調剤薬局	古田雅久	郡上市美並町白山七八三	平成四・四・九
宮前カトウ歯科医院	加藤友大	多治見市宮前町一 一四二	平成四・六・三
楠 医 院	楠 武史	郡上市白鳥町中西四九二	平成四・六・三
スギヤマ調剤薬局多治見店	株式会社ドラッグスギヤマ	多治見市前畑町五 八五二	平成四・八・三
スギヤマ調剤薬局羽島市民病院前店	株式会社ドラッグスギヤマ	羽島市竹鼻町狐穴字東百石三四二四 一	同
ベル薬局 広小路店	有限会社ベル	高山市名田町五 九五	平成四・二・九

岐阜県告示第四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十五年一月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

名 称	開 設 者	所 在 地	廃 止 年 月 日
宮前カトウ歯科医院	加藤 保光	多治見市宮前町一 一四二	平成二四・六・二一
楠 医 院	楠 雅江	郡上市白鳥町中西四九二	平成二四・六・二〇
スギヤマ調剤薬局多治見店	株式会社スギヤマ調剤薬局	多治見市前畑町五 八五二	平成二四・八・二〇
スギヤマ調剤薬局羽島市民病院前店	株式会社スギヤマ調剤薬局	羽島市竹鼻町狐六字東百 石三四二四 一	同
ベル薬局	有限会社ベル	高山市名田町五 五二	平成二四・一〇・八

岐阜県告示第四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定による医療扶助及び

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定居宅介護事業所等の名称	指定居宅介護事業所等の所在地	指 定 年 月 日
社会福祉法人中津川市社会福祉協議会	中津川市かやの木町二五	通所介護	かわつえデイサービスセンター	中津川市川上字森平二二二八 一	平成二四・五・一
社会福祉法人中津川市社会福祉協議会	中津川市かやの木町二五	介護予防	かわつえデイサービスセンター	中津川市川上字森平二二二八 一	同

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十五年一月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

指定訪問看護事業者等の名称	指定訪問看護事業者等の事務所所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指 定 年 月 日
合同会社感謝	大垣市北方町一 一六二 S S A I トビル F	訪問看護ステーション感謝	大垣市北方町一 一六二 S S A I トビル F	平成二四・九・二四

岐阜県告示第五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十五年一月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

指定居宅介護事業者等の名称	指定居宅介護事業者等の所在地	指 定 年 月 日
かわつえデイサービスセンター	中津川市川上字森平二二二八 一	平成二四・五・一
かわつえデイサービスセンター	中津川市川上字森平二二二八 一	同

合同会社 大地 大垣市南類町三 六七 介護予防 訪問看護ステーション 大 大垣市南類町三 六七 同

岐阜県告示第五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃

止した旨届出があったので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。
平成二十五年一月二十九日
岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称 居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地 サービスの種類 指定居宅介護事業所等の名称 指定居宅介護事業所等の所在地 廃止年月日

株式会社新生メディカル 岐阜市宇佐四 二〇 訪問介護 株式会社新生メディカル 高山営業所 高山市岡本町二 三三二 I 一〇一 平成二四・五・一四

株式会社新生メディカル 岐阜市宇佐四 二〇 介護予防 株式会社新生メディカル 高山営業所 高山市岡本町二 三三二 I 一〇一 同

株式会社新生メディカル 岐阜市宇佐四 二〇 居宅介護 株式会社新生メディカル 高山営業所 高山市岡本町二 一八 同

株式会社スギヤマ調剤薬局 愛知県名古屋市中種区 一四 居宅療養管理指導 スギヤマ調剤薬局多治見店 多治見市前畑町五 八 平成二四・八・二〇

株式会社スギヤマ調剤薬局 愛知県名古屋市中種区 一三 居宅療養管理指導 スギヤマ調剤薬局多治見店 多治見市前畑町五 八 同

株式会社スギヤマ調剤薬局 愛知県名古屋市中種区 九 居宅療養管理指導 スギヤマ調剤薬局羽島市民病院前店 羽島市竹鼻町狐六字東 百石三四二四 一 同

株式会社スギヤマ調剤薬局 愛知県名古屋市中種区 九 介護予防 居宅療養管理指導 スギヤマ調剤薬局羽島市民病院前店 羽島市竹鼻町狐六字東 百石三四二四 一 同

岐阜県告示第五十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のように変更したので告示する。
なお、その関係図面は、平成二十五年一月二十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員 （メートル）	延 長 （メートル）	備考
県道 武並 土岐 多治見		瑞浪市釜戸町字萩原四〇 二三番一、二地先から 同 市同 町字桜木四〇 二七番二地先まで	前	六・八 一〇・四	四・四	
			後	一・六 一〇・〇	四・四	
			前	一・九 一三・五	三〇・四	
			後	一・九 一九・一	三〇・四	

岐阜県告示第五十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年一月二十九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区 間	延長 （メートル）	供用開始 の 期 日	備 考 （区域 決定 又は 変更 の 告示 年月 日 ほか）

一般
国道
百五十八号

高山市上岡本町三丁目八番地
先から
同 市西之一色町二丁目一
一番五地先まで

二七・五
平成
二五・一・二
平成
二五・一・二七

岐阜県告示第五十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年一月二十九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区 間	延長 （メートル）	供用開始 の 期 日	備 考 （区域 決定 又は 変更 の 告示 年月 日 ほか）
県道 恵那 八百津線		恵那市飯地町字下洞一九八番 三地先から 同 市同 町字同 二〇八番 四地先まで	三〇・〇	平成 二五・一・二	平成 二五・一・二五 平成 二五・九・一六

岐阜県告示第五十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年一月二十九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

国一般道											道の種類
号百五十八											路線名
高山市西之一色町二丁目一八番五地先地内		高山市西之一色町二丁目一八番五地先地内		高山市上岡本町一丁目三番地先から同市西之一色町二丁目一八番五地先まで			高山市上岡本町一丁目三番地先地内		高山市上岡本町一丁目三番地先から同市同三番地先まで		区間
前	後A	前B	後A	前C	後A	前B	後A	前A	後	前	別変区 後更域
二〇・五 三・八	二〇・八 一四・八	八〇 九〇	二〇・八 三・八	二〇 二六	二〇・八 三・八	八〇 九〇	二〇・八 三・八	二一・八	八〇	二〇・六 二・八	員敷 ル(メ ート)の幅
六・八	五・二	五〇 五二	三・三	四〇・二 三・二 三・三	〇・九	一〇 〇・九	一六・二	一六・二	一六・二	ル(メ ート)の延 長	
う分すに係B A のの敷に係は及 い区敷示面は及 い区敷示面は及		をの敷に係B A をの敷に係は及 い区敷示面は及			う分すに係B A のの敷に係は及 い区敷示面は及		う分すに係B A のの敷に係は及 い区敷示面は及		備考		

<p>大規模小売店舗立地法による意見書に関する件</p> <p>大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。</p> <p>なお、その意見書は平成二十五年一月二十九日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。</p> <p>平成二十五年一月二十九日</p> <p style="text-align: right;">岐阜県知事 古田 肇</p> <p>一 建物の名称及び所在地 SUPER CENTER PLANT 6 瑞穂店 瑞穂市犀川五丁目三八番地</p> <p>二 意見の概要 意見なし（届出事項 変更）</p> <p style="text-align: center;">市営土地改良事業の換地計画の適当の決定</p> <p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四第一項において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、飛騨市営土地改良事業沼尻地区の換地計画を適当と決定したので、同法第九十六条の四第一項において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により公示し、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。</p> <p>平成二十五年一月二十九日</p> <p style="text-align: right;">岐阜県知事 古田 肇</p>	<p>公 示</p>				
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%; text-align: center;">後</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">一四・八 二〇・五</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">六・八</td> </tr> </table>		後	一四・八 二〇・五	六・八
	後	一四・八 二〇・五	六・八		

一 縦覧期間

平成二十五年一月二十九日から

同 二十五年二月二十七日まで

二 縦覧場所

飛騨市揭示場

平成二十五年一月二十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社